



2023年8月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー ニ ー
代 表 者 名 代表取締役社長 工藤 智昭
(コード番号：6562 東証グロース)
問 合 せ 先 上級執行役員(CFO)兼 菊川 淳
投資戦略部部長
(TEL. 03-5909-8177)

**従業員向け株式給付信託の継続および導入に伴う
第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式の処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2023年8月28日
(2) 処分株式数	当社普通株式 220,000株 (うち従業員向け株式給付信託 75,000株、従業員向け株式給付信託(RS交付型) 145,000株)
(3) 処分価額	1株につき1,310円
(4) 処分総額	288,200,000円
(5) 処分先	株式会社日本カストディ銀行(信託口)
(6) その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2021年8月13日開催の取締役会の決議に基づき、当社および当社グループ会社の従業員（国内非居住者を除く。以下、併せて「当社等の従業員」という。）を対象とした「従業員向け株式給付信託」（以下、「本従業員向け制度」といい、本従業員向け制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本従業員向け信託契約」という。また、本従業員向け信託契約に基づいて設定される信託を「本従業員向け信託」という。）を導入しております（本従業員向け制度の概要につきましては、2021年8月13日付「当社および当社グループ会社の従業員に対する従業員向け株式給付信託の導入について」をご参照ください。）。

また、本日開催の取締役会において、当社および当社のグループ会社の執行役員（国内非居住者を除く。以下、併せて「当社等の執行役員」という。）を対象とした新たな株式インセンティブ・プランとして、「従業員向け株式給付信託（RS交付型）」（以下、「本執行役員向け制度」といい、本執行役員向け制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本執行役員向け信託契約」という。また、本執行役員向け信託契約に基づいて設定される信託を「本執行役員向け信託」という。）を導入することを決議いたしました（本執行役員向け制度の概要につきましては、本日付「当社等の執行役員に対する株式インセンティブ制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）。

本自己株式の処分は、本従業員向け制度の継続および本執行役員向け制度の導入のため、本従業員向け信託および本執行役員向け信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

処分数量につきましては、本従業員向け制度および本執行役員向け制度において、当社および当社グループ会社が制定した株式給付規程に基づき、それぞれ2事業年度、4事業年度中に付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2023年3月31日現在の発行済株式総数18,048,200株に対し、1.22%（2023年3月31日現在の総議決権個数177,322個に対する割合1.24%。いずれも小数点以下第3位を四捨五入。）となります。当社としましては、本自己株式の処分による処分数量および希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

<本従業員向け信託および本執行役員向け信託の概要>

名称	従業員向け株式給付信託	従業員向け株式給付信託 (RS交付型)
委託者	当社	
受託者	株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。	
受益者	当社等の従業員のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者	当社等の執行役員のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社の従業員から選定	
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
信託契約日	2021年8月16日	2023年8月28日（予定）
信託の期間	2021年8月16日から本従業員向け信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、本従業員向け制度が継続する限り本従業員向け信託は継続します）	2023年8月28日（予定）から本従業員向け信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、本執行役員向け制度が継続する限り本執行役員向け信託は継続します）

<本従業員向け信託および本執行役員向け信託における当社株式の取得内容>

名称	従業員向け株式給付信託	従業員向け株式給付信託
----	-------------	-------------

		(RS 交付型)
取得する株式の種類	当社普通株式	
株式の取得資金として 当社が信託する金額	98,250,000 円	189,950,000 円
取得する株式の総数	75,000 株	145,000 株
金銭を信託する日	2023 年 8 月 28 日 (予定)	
株式の取得日	2023 年 8 月 28 日 (予定)	
株式の取得方法	当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得	

3. 処分金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式の処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」という。）の直前営業日（2023 年 8 月 9 日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である 1,310 円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していることおよび本取締役会決議日の直前 1 カ月間（2023 年 7 月 10 日から 2023 年 8 月 9 日）の終値の平均である 1,244 円（円未満切捨て）からの乖離率は 5.31%（小数点以下第 3 位を四捨五入）、同直前 3 カ月間（2023 年 5 月 10 日から 2023 年 8 月 9 日）の終値の平均値である 1,214 円（円未満切捨て）からの乖離率は 7.91%（小数点以下第 3 位を四捨五入）、同直前 6 カ月間（2023 年 2 月 10 日から 2023 年 8 月 9 日）の終値の平均値である 1,426 円（円未満切捨て）からの乖離率は -8.13%（小数点以下第 3 位を四捨五入）となっていることから、本自己株式の処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、当社監査等委員会（社外取締役 3 名にて構成）は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断は適正である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以 上